

下農振第 104 号
令和8年 1月20日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

下関市長 前田 晋太郎

市町村名 (市町村コード)	下関市 (35201)
地域名 (地域内農業集落名)	清末阿内地区 (小原集落、中組集落、畠組集落、東慎集落、岡・中尾集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年11月19日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

山々に囲まれた当地域は、神田川や伊毛川沿いに農地が広がり、水稻を基幹とした土地利用型作物だけでなく、花卉やまくわうり等の園芸作物の生産も盛んに行われている。

地域内の担い手のうち、個人の認定農業者は不在地主や高齢化により営農を断念した農地を中心に集積し、水稻を主体とした土地利用型作物中心の経営を行い、農地の維持管理に取り組んでいる。また、個人の担い手は水稻や野菜を主体とした経営を行っている。

担い手が農地を集積し、水稻や園芸作物を主体とした経営を行っているが、今後、離農や高齢化が進み、遊休農地の発生が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、法人や地域の担い手を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

【地域の基礎的データ】

農業者: 63人(うち69歳以下17人)

主な作物: 水稻、花き、まくわうり、レタス、キャベツ

(2) 地域における農業の将来の在り方

離農や高齢化に伴う耕作放棄を防ぐため、引き続き農地中間管理機構を活用し、認定農業者を中心に農地の集積集約化を進める。

地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるように必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	78.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	78.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

清末阿内地区の遊休農地の発生を防止するため、離農や経営規模を縮小する出し手がいる場合は、認定農業者を中心に農地の集約化を図っていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農用地の大区画化・汎用化等の基盤整備事業を耕作者の意向を踏まえながら検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

作業の効率化が期待できる水稻育苗と防除作業及び乾燥・調製は、山口県農業協同組合への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①目撃や被害発生場所等の情報の共有化を図り、侵入防止柵やネット等の設置や捕獲檻の設置により鳥獣害防止対策を行う。

③農作業の効率化を図り、省力化や作業負担の軽減を図るため、スマート農機の活用を進める。

⑦多面的機能支払制度等を活用し、農地の保全管理に取り組むとともに、水路や農道については、持続的な農業生産を行うための体制を整備する。

⑩花卉やまくわうりなどの施設園芸や各種露地野菜については、個別農家が中心となって生産拡大に努める。